

静岡市情報通信基盤整備事業（葵区西又地区）の事業者選定に係る実施要領

1 趣旨

この実施要領は、静岡市情報通信基盤整備事業（葵区西又地区）の事業者を公募し選定するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 事業目的

本事業は、静岡市内の光ファイバ未整備地域に光ブロードバンドサービスを提供するため、光ファイバ未整備地域において民設民営方式で光ファイバによる情報通信基盤を整備する通信事業者に対して、本市が整備費用等の一部を助成することにより、市内における光ブロードバンドサービスの未提供地域を解消し、地域におけるデジタルデバイド（情報格差）を是正することを目的とする。

3 事業概要

(1) 事業名

静岡市情報通信基盤整備事業（葵区西又地区）

(2) 整備主体

民設民営方式による整備とする

(3) 事業対象地域

静岡市葵区西又地区

(4) 事業内容

別紙1「静岡市情報通信基盤整備事業（葵区西又地区）仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(5) 事業の実施期間

静岡市情報通信基盤整備事業費（葵区西又地区）補助金の交付決定日から、令和5年2月28日まで

4 補助金額及び補助対象等

(1) 補助金の上限額

7,700千円を限度額とする

(2) 補助対象経費等

別紙2「静岡市情報通信基盤整備事業費（葵区西又地区）補助金交付要綱」（以下「補助金交付要綱」）のとおり

5 スケジュール

実施内容	実施期間または期日
公募開始 (実施要領等の公開)	令和4年5月13日(金)
質問受付期間	令和4年5月13日(金)から 令和4年5月20日(金)午後5時まで
質問書に対する回答	令和4年5月25日(水)
提案書等の提出期間	令和4年5月13日(金)から 令和4年6月3日(金)午後5時まで
書面審査	令和4年6月9日(木)までに実施【予定】
審査結果通知の送付	令和4年6月13日(月)以降【予定】

6 参加資格

- (1) 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第5項に定める電気通信事業者であること。
- (2) 静岡県内において、現に光ブロードバンドサービスを提供しているものであること。
- (3) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 静岡市暴力団排除条例(平成25年静岡市条例第11号)第2条第3号に掲げる暴力団員等、同条第2号に規定する暴力団員の配偶者(暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)及び暴力団員等と密接な関係を有するものでないこと。
- (6) 法人税、消費税及び地方消費税、市税(静岡市に対し納付義務があるもの)を滞納していないこと。
- (7) 仕様書に合致した事業を確実に実施できる者であること。

7 質問受付及び回答方法

(1) 質問方法

実施要領及び仕様書等の内容に関する質問については、「質問書」(様式1)に記載の上、電子メールにて「13 問い合わせ先」宛てに送信するとともに、必ず電話にて受信確認をすること。なお、電子メールの件名は「【会社名】静岡市情報通信基盤整備事業(葵区西又地区)に係る質問書」とすること。

また、電話、FAX、口頭による質問並びに質問受付期間以降の質問は受け付けない。

(2) 受付期間

令和4年5月20日(金)午後5時まで

(3) 回答方法

令和4年5月25日(水)までに、質問書に記載されたメールアドレス宛に電子メールにて回答するとともに、必要に応じて市ホームページへ掲載する。

(4) 質問に対する回答の取扱いについて

質問に対する回答の内容は、実施要領の追加又は修正とみなす。

8 参加申込の手続き

(1) 提出書類

参加を希望する者は、実施要領及び関係法令等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

ア	参加申請書(様式2)	1部
イ	参加資格調書(様式3)	1部
ウ	業務実績調書(様式4)	1部
エ	暴力団排除に関する誓約書兼同意書(様式5)	1部
オ	納税証明書	1部
カ	企画提案書届出書(様式6)	1部
キ	企画提案書等	正本1部 副本6部

- ・企画提案書(任意様式)
- ・保守に関する調書(様式7)
- ・基盤整備工程計画表(任意様式)
- ・サービス提供エリア図(任意様式)
- ・事業者から本市に対して求める条件等(任意様式)
- ・その他資料等

なお、企画提案書等は、紙媒体のほか、電子データを格納したCD-RまたはDVD-Rを1枚提出すること。

ケ	見積書及び内訳書	1部
---	----------	----

(2) 提出期限

令和4年6月3日(金)午後5時(必着)

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送で提出する場合は、受付日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

(4) 提出先

「13 問い合わせ先」に記載する担当窓口

9 審査方法及び審査項目

(1) 審査方法等

- ア 申請者から事前に提出された企画提案書の評価を行い、審査する。
- イ 審査は、次項の審査基準に基づき、評価項目ごとに数値化して採点し、合計点数の最高得点を得た者を本事業の事業者として選定する。
なお、最高得点が複数存在した場合は、見積金額の低い者を選定する。見積金額も同じだった場合は、くじ引きで選定する。
- ウ 申請者が1者であっても本選定は成立するものとする。
- エ 審査会は非公開とする。

(2) 審査基準

評価項目	評価内容
事業実施体制	事業を実施可能な体制、適切な工期計画、遅延リスクへの対応
サービス内容及びサービス体制	通信速度、初期費用・利用料金、利用可能なサービス、サービスの安定性・サービス利用後の保守体制
施工実績	自治体での施工実績
サービス対応エリアの地域要望対応	サービス提供エリアについて地域からの要望への対応可否 例：整備困難地域への代替手段の提示等
サービス申請対応	整備後のサービス申込に対する対応
整備費用	提案内容に基づく適切な事業費の積算

(4) 審査結果の通知

- ア 通知方法
全ての参加者に書面にて審査結果を通知する。
- イ 通知時期
令和4年6月13日（月）以降【予定】

10 交付申請手続

審査結果の通知後、選定された事業者は、補助金交付要綱に基づき、速やかに交付申請手続を行うこと。

11 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合

- (4) 実施要領で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (5) その他、実施要領に示された条件に適合しない場合

12 その他

(1) 提出書類

ア 提出された全ての書類は返却しない。また、提出期限以降の差し替え、追加及び削除は認めない。

イ 提出された書類は、提出者に無断で、今回の審査以外には利用しない。ただし、静岡市情報公開条例（平成15年4月1日条例第4号）第7条に基づき、開示請求があったときは、法人等の競争上又は業務運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。

ウ 本提案に係る書類作成及び提出に要する費用など、必要な経費は全て企画提案者の負担とする。

(2) やむを得ない理由等により、本事業者選定を中止することがあるが、この場合、企画提案に要した費用を本市に請求することはできない。

(3) 著作権等の権利

企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。ただし、本市が選定した事業者が作成した企画提案書については、市が必要と認める場合には、市は、あらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(4) 異議申立

申請者は、本事業者選定の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(5) 言語及び通貨単位

手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

13 問い合わせ先

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

静岡市役所企画局デジタル化推進課（担当：石川、伊藤）

TEL：054-221-1341

E-mail：digital-suishin@city.shizuoka.lg.jp